

東備西播定住自立圏形成推進協議会規約

(目的)

第1条 この協議会(以下「協議会」という。)は、協議会を構成する市町(以下「関係市町」という。)の特色を生かし、相互に連携、協力しながら、定住自立圏の形成を推進することを目的とする。

(名称)

第2条 協議会の名称は、東備西播定住自立圏形成推進協議会という。

(関係市町)

第3条 協議会は、備前市、赤穂市、上郡町をもって構成する。

(所掌事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 定住自立圏形成に関する協議及び調査に関すること。
- (2) 定住自立圏形成協定の策定に関すること。
- (3) 定住自立圏共生ビジョンの策定に関すること。
- (4) その他定住自立圏形成に関し必要な事項。

(委員)

第5条 協議会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 関係市町の長及び副市町長
- (2) 関係市町の議長及び議長が指名する議員1名

(役員)

第6条 この協議会に役員として、会長1名、副会長2名、監事2名を置く。

(会長)

第7条 会長は、赤穂市長がこれにあたる。

- 2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

(副会長)

第8条 副会長は会長が指名する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(監事)

第9条 監事は、会長、副会長を除く委員の互選によって定める。

- 2 監事は、協議会の会計を監査する。

(会議)

第10条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

(会議の運営)

第11条 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

- 2 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(幹事会)

第12条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、協議会提案事項その他の協議及び調整を行う。
- 3 幹事会は、赤穂市の副市長及び関係市町の広域行政主管部課長の職にある者をもって構成する。
- 4 幹事会に幹事長を置き、赤穂市副市長がこれにあたる。

(部会)

第13条 幹事会に、必要に応じて部会を設けることができる。

- 2 部会は、担任事項について調査研究及び立案にあたる。
- 3 部会は、担任事項に関係ある市町の職員をもって構成する。
- 4 部会に部会長を置き、部会を構成する会員の互選による。
- 5 部会で調査研究及び立案した事項は、すみやかに幹事会に報告しなければならない。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、赤穂市に事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費及び会計年度)

第15条 この協議会の経費は、会費及びその他の収入をもってあて、会計年度は毎年4月1日から3月31日までとする。

- 2 前項の規定により各関係市町が負担すべき額は、国からの財政支援額、人口等を考慮して会長が会議に諮って定める。

(その他)

第16条 この規約に定めるものを除くほか、協議会に関して必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成21年6月7日から施行する。
- 2 協議会が設けられた年度の会計年度は、第15条中「毎年4月1日から」とあるのは「施行の日から」と読み替えるものとする。